

NGO 運動における「正当化」の社会学的考察

——アドボカシーを中心とする環境運動と公共圏——

佐藤直樹

本論文は、「正当化」概念を鍵概念として NGO 運動の社会学的考察を行っている。事例とする運動のタイプは、主として、アドボカシー（政策提言活動）を中心とする環境運動であり、同運動が抱える問題を公共圏という理論的視点から論じた。

本論文の問題意識は次の通りである。人権・平和問題を扱う NGO や環境 NGO の一部は、国連や政府に対する積極的な提言活動を行い、政策形成に影響を与えるアドボカシーを得意としてきた。その結果、国連で対人地雷禁止の条約が成立し、気候変動をめぐって京都議定書の内容に影響を与えるなど大きな成果を生み出してきたと評価されている。しかしながら、国連や政府の政策形成に影響を与えるだけでは必ずしも成功とは言えず、むしろ「失敗」を引き起こしているのではないかという批判も目立ってきている。このような運動への相反する評価に対して、運動そのものが失敗なのか成功なのかを問うのではなく、運動それ自体が持つ可能性を再検討した研究はあまり存在しない。運動批判や運動の復活のどちらにも埋没せずに、運動実践の持つ可能性を検討することはできないのか、それが筆者の問題意識である。

以上の問題意識を背景に、筆者は NGO 運動における組織化の原理のうち、特に「正当化」現象に着目し、事例として大きく分けて次の2つ、すなわち、1) 洞爺湖 G8 サミットをめぐる NGO 運動、2) 気候変動問題をめぐる NGO 運動を取り上げ、「政治」および「科学」との関連で、グローバル化した社会における NGO 運動の「正当化」の問題を検討した。

さて、本論文の研究課題は、運動の組織化をめぐる、ピエール・ブルデューの指摘に集約されている。ブルデューが指摘しているのは、集団的抗議に見られる「声の統一」が「声の抑圧」と同時に成立しているというものである。上述の NGO 運動は、自ら掲げた政策提言を実現するため、自律性や求心力を発揮すべく「声の統一」を図って動員を行い、自らの活動を展開している。この陰には「声の抑圧」が存在している。多様な声の抑圧のうねりに成立する「声の統一」は、「間違いがあっても自分の主張を押し通そうとする行為」として捉えることができる。これが本論文で検討したい NGO 運動における「正当化」現象の内容である。こうした点をふまえて、以下、章ごとに要点を押さえていきたい。

序文では本論文の問題意識、キーターム、議論の流れについて論述した。序章では、NGO 運動に関する先行研究の課題を検討して本論文の課題設定を行い、本論文の方法論としての「理論化（分析・解釈・総合の結果を命題として示すこと）」（西原和久）を踏まえ、理論編、実証編の各章の位置づけを示した。その際のキータームは、以下のように定義されている。

- 正当化：ある特定の諸言説（＝フレーミング前提）の支持を背景に、フレーミング＝言説形成することによって、同言説の正しさを担保すること
- フレーミング前提：フレーミングを背後で支える特定の諸言説
- フレーミング：問題を切り取り、それらを表現する運動の諸実践を含む言説形成

本論文では、フレーミング論を援用し、NGO 運動における正当化現象について分析する。その際にポイントとなるのは、正当化の引き金となるフレーミング前提である。正当化現象の分析の焦点は、フレーミング前提がどのように生成し、運動言説にどのように影響を及ぼしているかである。以上の分析概念を基にしなが、正当化との関連で理論編・実証編で「理論化」された言葉を析出していく。

第1章では、コミュニケーション理論（ハーバーマス、ホネット、シュッツ、西原）を再検討し、相互行為には、身体や体験というレベルが存在することを確認した。そこで、身体や体験を含むものとして行為を捉えると、正当化は既に行為そのものにも包含されているという知見を得た。NGO 運動においては、行為によって既存の正当性を揺るがし、新たな規範を作り上げようとするのが想定されているが、本章で得た知見によれば、行為それ自体に正当化の契機が孕まれていることが想定され、行為に含まれる正当化作用にも着目する必要があるとした。

第2章では、第1章の検討を受けて、正当化作用と密接に関連する他者について検討した。他者は自己に承認を与える存在であるが、他者は自己にとって存在を脅かす脅威ともなる。このいみで、他者は権力と支配の源泉となっている。以上の考察から、他者は、自他関係を支配し、関係性の固定化を引き起こす存在ともなりえ、関係性の固定化は、特定の言説空間の形成とその他の言説の排除を生じさせるという知見を得た。

第3章では、第2章において導出された関係性の固定化に関わる知見を引き継ぎ、フレーミング理論の再検討を行った。本論文においてフレーミングとは、問題を切り取ることであり、そうして形成される特定の事実認識や価値判断を含む言説形成である。このフレーミング理論の再検討によって次のような知見を得ることができた。フレーミングによる「言説間の切り分けの固定化」と、「言説間の非対称化」である。これらは、身体化された諸実践でもあり容易には変えることのできない固定化されたものでもある。言説の固定化は、NGO のフレーミングにおける失敗（声の抑圧）を生じさせていると想定されるのである。

第4章では、第3章で得られたフレーミングに関する知見を用いて、NGO 運動における「正当化」に関する分析枠組みのモデルを示した。NGO が新しい政策や施策を提案しようとする際、問題解決に向けて、NGO は諸言説に対して過度な意義づけを行う。NGO 運動のフレーミングには、この過度な意義づけが含まれていることに留意すべきである。また、NGO 運動のフレーミングには、それを背後で支える前提となるような諸言説があり、この諸言説のことを本論文ではフレーミング前提として概念化した。これらを総合して分析枠組みのモデルを示した。

第5章では、グローバル化社会における NGO 運動のフレーミングについて検討した。NGO のフレーミングは、トランスナショナルな状況、特に国際環境における国際機関・国際制度における決議に影響されている。この影響を「状況の定義」として概念化し、トランスナショナルな状況における状況の定義と NGO のフレーミングについて図式化した。運動言説は、状況の定義およびフレーミング前提との関連で、一定の制限を受けることとなる。

第6章・第7章では、洞爺湖 G8 サミットにおける NGO をはじめとする諸運動の様相

を検討した。正当化との関わりで、大きく2つの事実を確認することができた。第一に、国家から暴力的ではないなどと活動内容を判定され、NGOに正当性が付与されていること、第二に、G8諸国間の協議によってサミットの重要議題が事前に選択され、この論点の事前選択がフレーミング前提として機能するようになったということ、以上である。こうした2つの事態によって、運動は分断され、かついくつかの局所的な連帯が形成された。そこでNGOによるフレーミングはある特定のイシューの内、ある特定の論じ方のみを強調するという事となっていた。第7章のおわりには、社会理論的検討として、このような複数のフレーミングの分散状況に対して、公共圏論のなかでも多様な言説を包含することのできる「弱い」公共圏の必要性を確認した。

第8章・第9章では、気候変動問題と運動の関わりに焦点を当てて、正当化の問題を検討した。気候変動枠組み条約COP13における環境NGOの動向、日本国内における2つの連帯の事例を取り上げた。まず第一に、環境NGOのフレーミング前提として機能している地球温暖化現象に関する事実認識と価値判断について検討し、それらと環境NGOのフレーミングとの関連を図式化して示した。そして第二に、COP13に対するNGO運動の組織化に当たっては、フレーミングに「いまその政策をつくらなければならない」という意味でのさらなる限定性が加わっていることを確認した。そこでの連帯の醸成には、NGOから「市民への期待」があり、連帯に対する運動参加者たちの一体感・共感が巻き起こる。その結果として、運動参加者たちは、運動に関わる「行為の正当化」を引き起こすに至る。しかしながら、この連帯は「同床異夢」を体現するものであり、極端に一元化されたフレーミングのもとでの連帯に対する反省を促すものであることも示唆した。

終章では、以上の検討を整理・総合して、正当化のメカニズムについて、第4章・第5章で示したモデルに、具体的な事例検証から導き出された命題を加えて示した。NGO運動における正当化のメカニズムは次のように考えられる。運動内部における連帯の醸成においては、鍵となる現象として、「市民への期待」、一体感・共感、「行為の正当化」が本論文の検討で明らかになった。また、連帯の外部環境として、「暴力の取り締まりを含む国家による正当性の付与」、「政治判断による論点の選択」、「科学による問題の定義」がある。そして運動内部の状況と外部環境が混ざり合い、正当化されたフレーミングが形成される。このフレーミングの背景には、特定の事実認識や価値判断に影響されたフレーミング前提が存在する。フレーミング前提はその時々々のフレーミングによって異なるが、外部環境との密接な関係があることも確認できた。そして、このような正当化のメカニズムの中で、運動諸言説はねじれのなかに置かれ、当面の活動に沿った優先順位を与えられていると結論付けた。最後に、NGO運動における「正当化」の諸問題を解決する回路として、次の3つの提案を行った。すなわち、運動内部での「多様な動機づけや実践を包含していく運動の態勢」、「利得と負担の分配への配慮」、そして第三者視点として「実践的研究課題の設定」が必要になること、以上である。

(3,963字)